お知らせ

区画道路の車両の通行・駐車等についてお願い

当組合では、皆様のご協力により道路築造が進んでおります。

一部の築造済み道路につきましては、一般車両も通行可能になっておりますので車両の通行に 際しては、十分な注意をお願いいたします。

また、路上駐車につきましても通行時の支障となりますのでご協力をお願いいたします。

■ 土地・建物の売買をするときは、ご相談を

特別な制約はありませんが、今後、区画整理により減歩、土地・建物の移転、清算金等が生じ る可能性がありますので、土地・建物を売買しようとするときは、さいたま市土地区画整理協会 へご相談の上、行ってください。

● 仮換地証明・底地番証明等の諸証明の発行方法について

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、協会の窓口で申請をして頂き、原則中2日後の発行と なります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 権利の届出をして下さい(定款第88条、第89条)

土地の売買や相続等で権利関係に変動が生じた際は、組合に届けが必要となります。

また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から代表者1名を選任して 組合に届け出てください。

※共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのう ちから代表者1人を選任しその者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との 規定があります。届出が提出されませんと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが 出来ませんので、よろしくお願いします。

組合からのお願い

◆建築行為の許可申請手続きについて

土地区画整理事業が完了(換地処分の公告の日)するまでの間に次の行為を行うときは、

土地区画整理法第76条に基づくさいたま**市長の許可が必要**です。

- 土地の形質の変更
- ・**建築物**その他の工作物 (ブロック塀、擁壁、カーポート等) の新築、改築、増築
- 重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積

ご注意! この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、又は、許可条件に違反した ときは、さいたま市長から原状回復命令又は、移転もしくは、除去命令が出される場合が あります。この命令に違反した場合は処罰を受ける場合があります。

◆門・塀などをつくる時のご注意

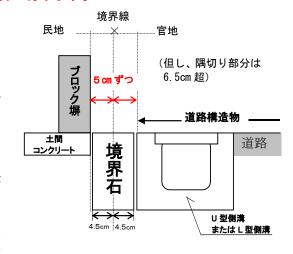
道路とみなさんの土地の境界線上に門・ブロック塀な どをつくる時は塀などの外面が、境界線より、5セン チメートル民地側となるように設置してください。

このことは、さいたま市の要網で定められており、将 来の塀などの管理のためにも有効です。

◆民地建柱について

各家庭に電力等を供給するため必要な電柱等につき ましては、道路の有効利用かつ安全な利用及び街路の美 観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いして おります。

今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土 地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力の ほどよろしくお願いいたします。



ご不明な点は下記までお問い合わせください。

お問合わせ先 (組合事務局)

管理課 048-823-5221 (資金管理・換地に関すること)

一般財団法人さいたま市土地区画整理協会 〒338-0002 さいたま市中央区下落合 2-18-6 工事課 048-823-5227

補償課 048-823-5226

(建物補償に関すること) (工事に関すること)

http://saitama-kukaku.jp/

Saitama City 大和田

令和4年5月

まちづくリニュース

さいたま市大和田特定土地区画整理組合 理事長細沼博孝

《ごあいさつ》

新緑の候、組合員の皆様におかれましては、益々のご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、このたびの新型コロナウィルス感染拡大に際しましては、大変なご心配、ご不便な思いをさ れておりますことと、心よりお見舞い申し上げます。

令和4年度さいたま市大和田特定土地区画整理組合事業計画及び収支予算について、令和4年2月 28日に開催された総代会において承認されましたことをご報告いたします。

令和4年度は道路築造工事、雨水管築造工事、建物等移転補償等を実施する予定です。

一日も早く新しいまちができるよう今後も努力してまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協 力をお願い申し上げます。

令和4年度の事業計画について

工事

①道路築造工事

○仮換地指定を行った区域について道路築造工事を行うものです。

②雨水管築造工事

○道路築造工事を行った区域について雨水管築造工事を行うものです。

補償

①建物等移転補償

○事業により移転が発生する建物等について補償を行うものです。

調査設計

①道路詳細設計業務

○区画道路等を築造するための設計図書を作成するものです。

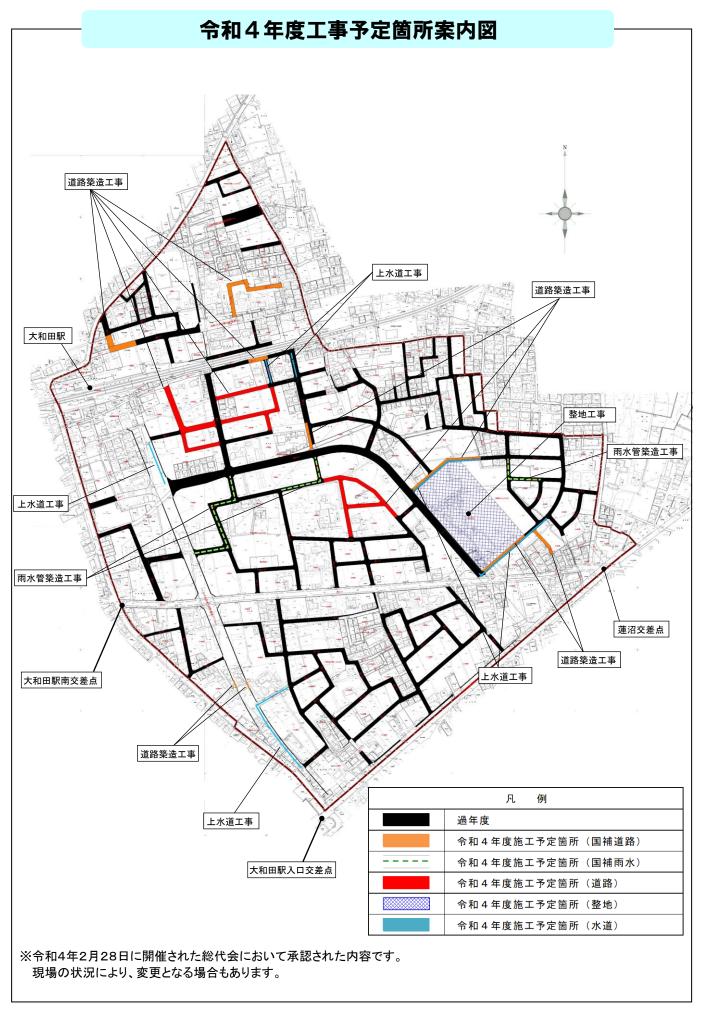
②建物等調査積算業務委託

○事業により移転が発生する建物等について調査を行うものです。

③杭打測量·換地修正外業務委託

○事業に必要な杭の埋設及び分筆に伴う換地図書の修正等を行うものです。

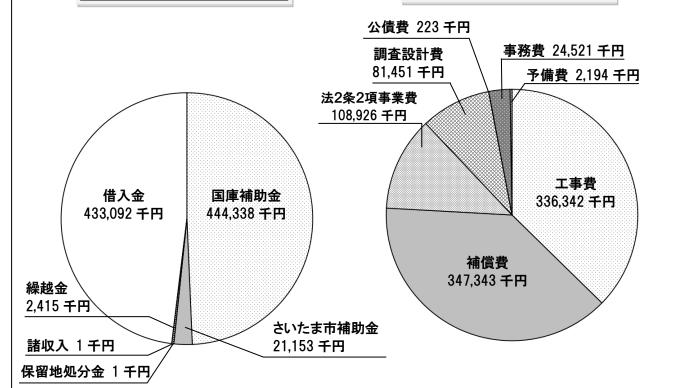
④その他事業に必要な調査設計等



令和4年度の収支予算について

収入の部 901,000 千円

支出の部 901,000 千円



【収入】

予算額 (千円)	備考
444, 338	
21, 153	
1	
1	
2, 415	
433, 092	
901, 000	
	444, 338 21, 153 1 1 2, 415 433, 092

【支出】

費 目	予算額(千円)	備 考
工事費	336, 342	道路築造工事等
補償費	347, 343	建物等移転補償等
法2条2項事業費	108, 926	水道工事負担金等
調査設計費	81, 451	道路詳細設計業務等
公債費	223	借入金利子等
事務費	24, 521	
予備費	2, 194	
計	901, 000	

定款の一部変更について

現 行	変更案
(公告の方法)	(公告の方法)
第90条	第90条
この組合の公告は、事務所の掲示場及び <u>現</u>	この組合の公告は、事務所の掲示場及びさ
<u>場事務所の掲示場並びに</u> さいたま市役所	いたま市役所の掲示場に掲示してするもの
の掲示場に掲示してするものとする。	とする。
	※現行の下線部を削除

※平成29年度に、当事業の進捗に伴い組合現場事務所の解体を行っております。 そこで、実態と合うように [現場事務所の掲示] を廃止し、本定款もそれにあわせ条文の 一部を削除し変更するものでございます。